

## 「統合データベースプロジェクト」中間評価委員会設置要綱

### 1. 設置の目的

平成20年度が統合データベースプロジェクトの開始から3年目にあたることから、本プロジェクト全体にかかる中間評価を公正かつ適正に行い、今後の事業展開に資することを目的とする。

### 2. 組織等

- (1) 本委員会は、ライフサイエンスに関する分野の研究基盤整備について学識経験のあるプロジェクト実施者以外の者で構成する。（資料1-2参照）
- (2) 本委員会には主査を置き、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課が指名する。
- (3) 本委員会は主査が招集する。
- (4) 本委員会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。
- (5) 本委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは主査の決するところによる。
- (6) 本委員会に出席できない委員は、主査又は他の委員にその権限を委任することができる。この場合、当該委員は委員会に出席したものとみなす。
- (7) 委員の委嘱期間は、平成20年3月3日から平成21年3月31日までとする。

### 3. 情報公開

本委員会は参加機関の利害に関わる検討を行うため、会議及び議事については非公開とする。

### 4. 守秘義務

委員は、本委員会において知り得た情報については他に漏らさないものとする。

### 5. 庶務

本委員会に係る庶務は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課において処理する。

### 6. 附則

本要綱は、平成20年3月3日から適用する。